
司法書士試験&行政書士試験に短期間で受かるための
新☆過去問活用術
～本当の過去問の使い方とは～

本試験セレクト過去問

辰巳専任講師	リーダーズ総合研究所 主任講師
松本 雅典 先生	山田 斉明 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

17/7/17

司法書士試験&行政書士試験に短期間で受かるための新☆過去問活用術
～本当の過去問の使い方とは～

【MEMO】

司法書士試験

(平成 29 年度)

第16問 債務不履行に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 特別の事情によって生じた損害については、債務者は、その債務の成立時に当該特別の事情を予見し、又は予見することができた場合に限り、債務不履行に基づく賠償責任を負う。

イ 雇用契約上の安全配慮義務に違反したことを理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務は、その原因となった事故の発生した日から直ちに遅滞に陥る。

ウ 他人の権利を目的とする売買の売主は、その責めに帰すべき事由によって当該権利を取得して買主に移転することができない場合には、契約の時にその権利が売主に属しないことを買主が知っていたとしても、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

エ 不動産の買主は、売主が当該不動産を第三者に売却し、かつ、当該第三者に対する所有権の移転の登記がされた場合には、履行不能を理由として直ちに契約を解除することができる。

オ 建物について賃貸人の承諾を得て転貸借が行われた場合において、転借人の失火により当該建物が滅失したときは、転貸人は原賃貸人に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

行政書士試験

(平成 28 年度)

第33問 債務不履行責任に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 不確定期限がある債務については、その期限が到来した時ではなく、債務者が履行期の到来を知った時から履行遅滞になる。
- 2 債務者が自己の債務を履行しない場合、その債務不履行につき帰責事由がないことを債務者の側において立証することができなければ、債務者は債務不履行責任を免れることができない。
- 3 賃借人が賃貸人の承諾を得て賃貸不動産を転貸したが、転借人の過失により同不動産を損傷させた場合、賃借人は転借人の選任および監督について過失がなければ、賃貸人に対して債務不履行責任を負わない。
- 4 受寄者が寄託者の承諾を得て寄託物を第三者に保管させたが、当該第三者の過失により寄託物を損傷させた場合、受寄者は当該第三者の選任および監督について過失がなければ、寄託者に対して債務不履行責任を負わない。
- 5 特別の事情によって生じた損害につき、債務者が契約締結時においてその事情を予見できなかったとしても、債務不履行時までには予見可能であったと認められるときは、債務者はこれを賠償しなければならない。

司法書士試験

(平成 29 年度)

第5問 錯誤に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 相手方の詐欺によってした法律行為につき要素の錯誤があった場合には、詐欺の規定のほか、錯誤の規定の適用もあり、詐欺を理由とする取消権が時効により消滅した後でも、表意者は、当該法律行為の無効を主張することができる。

イ 売買の目的物に隠れた瑕疵があり、売主に瑕疵担保責任が認められる場合には、この点につき買主に要素の錯誤があったときでも、錯誤の規定の適用はない。

ウ 当事者が和解契約によって争いをやめることを約した場合には、その争いの目的である事項につき錯誤があったときでも、錯誤の規定の適用はない。

エ 養子縁組の意思表示については、錯誤の規定の適用があり、表意者に重過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

オ 家庭裁判所に対してされた相続の放棄の意思表示については、錯誤の規定の適用はない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

行政書士試験

(平成 27 年度)

第28問 心裡留保および虚偽表示に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 養子縁組につき、当事者の一方において真に養親子関係の設定を欲する意思がない場合であっても、相手方がその真意につき善意、無過失であり、縁組の届出が行われたときは、その養子縁組は有効である。
- 2 財団法人（一般財団法人）の設立に際して、設立関係者全員の通謀に基づいて、出捐者が出捐の意思がないにもかかわらず一定の財産の出捐を仮装して虚偽の意思表示を行った場合であっても、法人設立のための当該行為は相手方のない単独行為であるから虚偽表示にあらず、財団法人の設立の意思表示は有効である。
- 3 土地の仮装譲渡において、仮装譲受人が同地上に建物を建設してその建物を他に賃貸した場合、建物賃借人において土地譲渡が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、土地の仮装譲渡人はその建物賃借人に対して、土地譲渡の無効を理由として建物からの退去および土地の明渡しを求めることができない。
- 4 仮装の売買契約に基づく売買代金債権が他に譲渡された場合、債権の譲受人は第三者にあたらないため、譲受人は、譲受債権の発生原因が虚偽表示によるものであることについて善意であっても、買主に対して売買代金の支払を求めることができない。
- 5 金銭消費貸借契約が仮装され、借主に金銭が交付されていない場合であっても、当該契約に基づく貸金債権を譲り受けた者は、譲受債権の発生原因が虚偽表示によるものであることについて善意であるときは、借主に対して貸金の返済を求めることができる。

司法書士試験

(平成 16 年度)

第19問 次の文章は、事務管理及び委任に関する教授と学生との間の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 事務管理における本人と事務管理者との間の法律関係を委任契約と比較しながらみていくことにしましょう。まず、事務管理者は、事務処理に当たってどのような注意義務を負いますか。

学生：ア 事務管理者と本人の間には契約関係はありませんが、一般に他人の事務を処理する者には自己の事務に対するよりも高度の注意を要求すべきですから、事務管理者は、善良な管理者の注意義務を負うものと解されます。したがって、注意義務の程度は、委任契約の受任者と異なりません。

教授： 事務管理者は、事務を処理したことによって損害を被った場合、その損害の賠償を本人に請求することができますか。

学生：イ 事務管理者は、本人に過失がない限り、本人に対して損害賠償を請求することができません。この点は、自己に過失がない限り、委任者に過失がなくても委任者に損害賠償を請求することができる委任契約の受任者とは異なります。

教授： 事務管理者は、事務処理の状況の報告に関して、どのような義務を負っていますか。

学生：ウ 事務管理者は、本人に対し、事務処理の状況を報告する義務はありません。この点も、委任者の請求があったときは、いつでも事務処理の状況を報告しなければならない委任契約の受任者とは異なります。

教授： 事務管理者は、報酬の支払を求めることができますか。

学生：エ 事務管理者には、法律に特別の定めがある場合を除き、報酬請求権はないと解されています。委任契約の受任者も、特約がある場合を除き、委任者に報酬を請求することはできません。

教授： 事務管理者は、任意に事務処理を中止することができますか。

学生：オ 事務管理者は、管理を継続する義務を負っていませんから、任意に事務処理を中止することができます。また、委任契約の受任者も、いつでも委任契約を解除して、任意に事務処理を中止することができます。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

行政書士試験

(平成 23 年度)

第33問 Aの隣人であるBは、Aの不在の間に台風によってA所有の甲建物（以下、「甲」という。）の屋根が損傷したため修繕を行った。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Bは、Aからあらかじめ甲の管理を頼まれていなかったにもかかわらず、Aのために修繕を行ったが、強風に煽られて屋根から落下してしまい、受傷した。この場合に、Bは、Aに対して損害賠償を請求することができない。
- 2 Bは、Aから不在中における甲の管理を頼まれていたために修繕を行ったが、屋根から下りる際にBの不注意により足を滑らせて転倒し受傷した。この場合に、Bは、Aに対して損害賠償を請求することができる。
- 3 Bは、Aからあらかじめ甲の管理を頼まれていなかったにもかかわらず、Aのために修繕を行ったが、それがAにとって有益であるときは、Bは、Aに対して報酬を請求することができる。
- 4 Bは、Aからあらかじめ甲の管理を頼まれていなかったにもかかわらず、工務店を営むCに修繕を請け負わせた。このようなBの行為は、Aのための事務管理にあたるから、これによりCは、Aに対して工事代金の支払いを直接に請求することができる。
- 5 Bは、Aからあらかじめ甲の管理を頼まれていなかったにもかかわらず、工務店を営むCに修繕を請け負わせたが、実はAがCによる修繕を望んでいないことが後になって判明した。このような場合、甲にとって必要不可欠な修繕であっても、Bは、Aに対してその費用の支払いを請求することができない。

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040 (代表)